

「こどもあーと災害復興支援室」規約(2017年7月12日改正)

第1条(目的)

九州沖縄の地震や台風、集中豪雨等による甚大な災害を被ったこどもあーと会員、子ども劇場や地域の子どもに関わる諸団体・個人の方々が、地域の子ども文化活動などの諸活動を再開、復興できるよう支援することを目的とします。

第2条(名称)

名称は「こどもあーと災害復興支援室」とします。

第3条(所在地)

事務所を熊本県合志市御代志2086 番地74
九州沖縄子ども文化芸術協会(こどもあーと)内に置きます。

第4条(事業)

目的達成のため次の事業を行います。

- (1)自然災害被害と復興の状況把握
- (2)被災団体等の復興計画の集約と支援計画の作成
- (3)支援計画に基づく寄付、支援金等の募金、受付及び支給
- (4)復興と支援の状況など広報
- (5)関係団体との連携、協力
- (6)その他目的達成のために必要な事業

第5条(構成)

目的に賛同し、寄付・支援する賛同者で構成します。

第6条(運営)

役員若干名を置き事業を推進します。

- (1)役員の中で代表、副代表、事務局長、事務局次長を互選します。
- (2)会計責任者1名、会計監査2名を置きます。

第7条(財政)

- (1)支援金品などは全て被災地の支援に充てます。
- (2)毎月会計報告、年2回以上会計監査を行い、財政状況を公開します。

第8条(解散)

目的達成を確認した時点で解散します。

付則

○ 2016年4月25日よりこの規約を施行します。

○連絡先〒861-1104 熊本県合志市御代志2086 番地74 こどもあーと内
電話096-342-6377 fax 096-300-3381

○当初の役員は下記の通り。

代表:柳田茂樹、副代表:中田尚子、富士川佳余子、後藤強、藤英子

事務局長:入本敏也、事務局次長:河本景介

会計責任者:篠原恵里子

会計監査:荒尾寿味雄、瓜生田はるみ

○2017年7月12日規約を改正しました。

- 第1条 目的の拡充(九州沖縄の地震や台風、集中豪雨等による甚大な災害を…支援する…。)
- 第2条 名称の変更(こどもあーと災害復興支援室に変更)
- 第4条 事業の変更(震災を自然災害に変更)